

### 3 構造上の基準の適用除外となる行為（別表第7（第39条、第41条関係））

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定に基づき許可を要する行為
- 2 土地改良法の規定に基づく土地改良事業
- 3 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による許可を要する行為
- 4 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を要する行為
- 5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
- 6 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 8 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 9 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 11 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 12 河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第55条第1項及び第57条第1項の規定による許可を要する行為
- 13 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可並びに同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 14 都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 16 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による許可を要する行為
- 17 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可を要する行為

### 4 構造上の基準（別表第8（第40条関係））

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層又は軟弱地盤のある層があるときは、その地盤にすべり又は沈下が生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
1 砂、礫、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	(2) その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
2 その他		安全計算を行い、安全が確保される高さ		安全計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

### 5 一時堆積事業の構造上の基準（別表第9（第40条関係））

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等のたい積の高さが3メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。